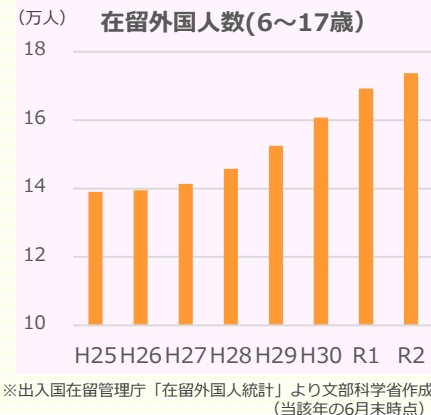




背景

- 我が国に在留する外国人の子供の数は増加しており、外国人の子供に対する教育環境の整備の重要性は高まっている。外国人の子供の中にはいわゆる外国人学校に通っている者もあり、外国人学校の多くは各種学校又は認可外施設である。
- こうした外国人学校の保健衛生環境については、一条校と異なり、保健衛生に係る学校向けの基準は適用されていない。新型コロナウイルス感染症に関しても、現に外国人学校でも感染者やクラスターが発生している。在留外国人コミュニティにおける新型コロナウイルスの感染拡大が深刻な問題となり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策分科会や政策文書においてもその対策の重要性が指摘されている。
- 上記を踏まえ、令和3年6月から外国人学校における保健衛生環境に係る有識者会議を開催し、8月の中間とりまとめにおいて(1)外国人学校の把握に関する課題 (2)対策を講じる際に生ずる課題(適切な情報の入手等) (3)支援体制に関する課題(地方自治体や支援団体との連携等)の3つの課題を抽出した。これらの課題を解決するため、以下の2つの事業を通じ、保健衛生環境の整備を図る。



事業概要

① 外国人学校プラットフォーム事業 30百万円

概要：外国人学校の中には、広域から子供を受入れている等の理由により、**地方自治体を超えた広域的な支援を必要とする外国人学校も存在**する。こうした学校における保健衛生対策を促進するため、**保健衛生に係る相談機能と情報発信機能を併せ持つ全国的な窓口**を設置する。

事業内容(例)：

- 外国人学校における保健衛生環境の確保に係る**相談窓口**の設置
- 外国人学校向けメールマガジンの発行・ホームページやSNS等を通じた**情報発信**
- 上記の運営に必要な**多言語対応職員**の配置、資料の**多言語翻訳**の実施
- 認可外施設を含む外国人学校の**全国的・体系的な把握**等

実施主体：上記取組について効果的に実施できる民間団体等を公募で選定

② 地域における外国人学校の保健衛生の確保に係る調査研究事業 80百万円

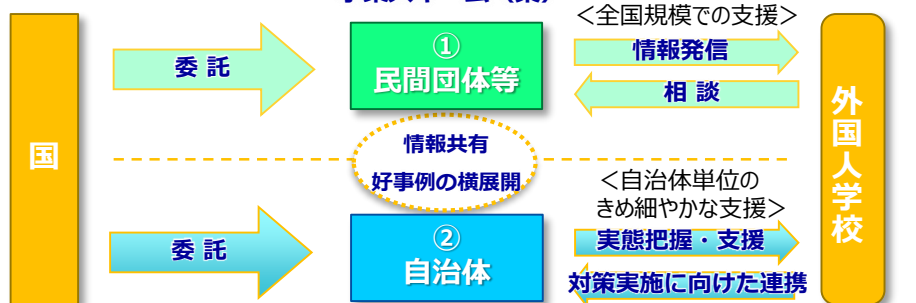
概要：外国人学校の保健衛生環境の改善のため、**地方自治体が主体となり認可外施設も含む外国人学校の保健衛生環境の実態を把握**し、外国人学校の実情に即した支援を行うために**講じるべき対策について調査研究を行う**。

事業内容(例)：

- 地域内の外国人学校における保健衛生環境の**実態の把握**
- 地域内の外国人学校の実情に即した、**保健衛生環境の向上**に資する取組についての**調査研究**
(例)外国人学校の教職員向けの**研修会**の開催
外国人学校の生徒を対象とした**健康診断**の実施
地域の外国人コミュニティを通じた**情報発信** これら取組の成果検証・課題整理等

実施主体：都道府県、市区町村 採択件数：4自治体(20百万円/件)

事業スキーム(案)



期待される成果

- ◆情報発信等を通じた外国人学校の**実態把握を促進**
 - ◆相談対応を通じて保健衛生環境の改善のための**ノウハウを蓄積**
 - ◆自治体と外国人学校の連携を通じて**保健衛生対策のモデルケースを複数創出**
 - ◆**モデルケースの全国展開**により外国人学校の保健衛生環境を整備
- ⇒外国人学校の保健衛生環境を向上し、外国人の子供の健康を確保

関連政策文書

成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 4.(4)ii 高度外国人材の受入促進
外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月15日 関係閣僚会議決定)《施策番号128》

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議（第 5 回）資料

全国養護教諭連絡協議会顧問 浅野明美

養護教諭の職務について

1 中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月）から

- (1) 学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。
- (2) 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和 47 年保健体育審議会答申及び平成 9 年保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

2 学校保健に求められている養護教諭の役割 (中央教育審議会答申及び学校保健安全法から)

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の充実
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒等の心身の健康課題の早期発見、早期対応
- (5) 学級（ホームルーム）活動における保健の指導をはじめ、T・T や兼職発令による保健教育への積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応
救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等
- (7) 専門スタッフ等との連携協働

3 養護教諭の専門領域における主な職務内容

- (1) 学校保健計画及び学校安全計画
 - ア 学校保健計画の策定への参画と実施
 - イ 学校安全計画の策定への参画と実施
- (2) 保健管理
 - ア 心身の健康管理

- 救急処置
 - ◇救急体制の整備と周知
 - ◇救急処置及び緊急時の対応
- 健康診断
 - ◇計画、実施、事後措置、評価
- 個人及び集団の健康課題の把握
 - ◇健康観察（欠席、早退、遅刻の把握を含む）
 - ◇保健情報の収集及び分析
 - ◇保健室利用状況の分析・評価
- 疾病の管理と予防
 - ◇感染症・食中毒の予防と発生時の対応
 - ◇疾病及び障害のある児童生徒等の管理
 - ◇経過観察を必要とする児童生徒等の管理
- その他
- イ 学校環境衛生の管理
 - 学校環境衛生
 - ◇学校環境衛生の日常的な点検への参画と実施
 - ◇学校環境衛生検査（定期検査・臨時検査）への参画
 - 校舎内・校舎外の安全点検
 - ◇施設設備の安全点検への参画と実施
 - その他

(3) 保健教育

- ア 体育科・保健体育科の保健に関する学習
- イ 関連する教科における保健に関する学習
- ウ 特別活動（学級活動・ホームルーム活動、児童生徒会活動、学校行事）における保健に関する学習
- エ 総合的な学習（探求）の時間における保健に関する学習
- オ 日常生活における指導及び児童生徒等の実態に応じた個別指導
- カ 啓発活動
 - ◇児童生徒等、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動
- キ その他

(4) 健康相談

- ア 心身の健康課題への対応
 - ◇健康相談の実施
 - ◇心身の健康課題の早期発見、早期対応
 - ◇支援計画の作成・実施・評価・改善
 - ◇いじめ、虐待、事件事故・災害等における心のケア
- イ 児童生徒等の支援に当たっての関係者との連携

- ◇教職員、保護者及び校内組織との連携
- ◇学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携
- ◇地域の医療機関等との連携

ウ その他

(5) 保健指導

ア 対象者の把握

- ◇健康診断の結果、保健指導を必要とする者
- ◇保健室での児童生徒等の対応を通して、保健指導の必要がある者
- ◇日常の健康観察の結果、保健指導を必要とする者
- ◇心身の健康に問題を抱えている者
- ◇健康生活の実践に関して問題を抱えている者
- ◇その他

イ 心身の健康課題の把握と保健指導の目標設定

ウ 指導方針・指導計画の作成と役割分担

エ 実施・評価

(6) 保健室経営

ア 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善

イ 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知

ウ 保健室の設備備品の管理

エ 諸帳簿等保健情報の管理

オ その他

(7) 保健組織活動

ア 教職員保健委員会への企画・運営への参画と実施

イ P T A保健委員会活動への参画と連携

ウ 児童生徒保健委員会の指導

エ 学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施

オ 地域社会（地域の関係機関、大学等）との連携

カ その他

(8) その他

- 児童生徒等心身の健康にかかわる研究 等

4 現代的な健康課題への対応における養護教諭の役割

多様化・複雑化する児童生徒等が抱える現代的な健康課題については、専門的な視点での対応が必要であり、養護教諭が専門性を生かし中心的な役割を果たすことが期待されている。さらに、これらの健康課題に対応する取組は、学校における教育活動全体を通じて行うことが必要であり、すべての教職員が連携して取り組むことが重要である。

課題解決に向けた児童生徒等の支援における4つのステップと養護教諭の役割は次の図である。

ステップ1 <対象者の把握>

1 体制整備

養護教諭は、関係機関との連携のための窓口として、コーディネーター的な役割を果たしていくことが重要である。

2 気付く・報告・対応

養護教諭は、日頃の状況などを把握し、児童生徒等の変化に気付いたら、管理職や学級担任等と情報を共有するとともに、他の教職員や児童生徒等、保護者、学校医等からの情報も収集する。児童生徒等の健康課題が明確なものについては、速やかに対応する。

ステップ2 <課題の背景の把握>

1 情報収集・分析

養護教諭は、収集・整理した情報を基に専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行い、校内委員会に報告する。

2 校内委員会におけるアセスメント

養護教諭は、校内委員会のまとめ役を担当する教職員を補佐するとともに、児童生徒等の課題の背景について組織で把握する際、専門性を生かし意見を述べる。

ステップ3 <支援方針・支援方法の検討と実施>

1 支援方針・支援方法の検討

養護教諭は、健康面の支援については、専門性を生かし、具体的な手法や長期目標、短期目標等について助言する。

2 支援方針・支援方法の実施

養護教諭は、課題のある児童生徒等の心身の状態を把握し、必要に応じ、健康相談や保健指導を行う。

ステップ4

<児童生徒等の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施>

養護教諭は、これまでの支援に基づく実施状況等について、児童生徒等の課題が正確であったか、その他の原因は考えられないか、新たな要因が生じていないかなど、情報収集及び分析を行い、支援方針・支援方法を再検討するに当たり、児童生徒等にとって有効なものになるか、専門性を生かし助言する。

児童生徒等の健康課題を的確に早期発見し、課題に応じた支援を行うことのみならず、全ての児童生徒等が生涯にわたって健康な生活を送るためには、規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処できる力など、自らの心

身の健康の保持増進を図るために必要な知識・技能を身に付けることが必要である。また、心身の健康にとって望ましい行動選択するために、自分自身を大切にすることや、物事を様々な角度から考え判断すること、目標を決めて実現のために努力すること、家族や仲間と良い人間関係を保つことが必要となる。

これらの「心身の健康に関する知識・技術」「自己有用感・自己肯定感（自尊感情）」「自ら意思決定・行動選択する力」「他者と関わる力」を児童生徒等に育成するために、養護教諭は教職員や学校医等の専門スタッフと連携し、学校において様々な取組を行うとともに、家庭や地域における取組を促すことが求められている。

参考・引用資料：

「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」

文部科学省 平成 29 年 3 月

「学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－令和 2 年度改訂」

公益財団法人 日本学校保健会 令和 3 年 3 月

新型コロナウイルス感染症への対応における養護教諭の役割

新型コロナウイルス感染症の対応については、これまで以上に養護教諭の専門性が求められている。全国の学校で養護教諭は、従来の職務に加え感染症対策や児童生徒等の心のケア等を、保護者・地域・関係機関と連携を図りながら、献身的に取り組んでいる。ここでは、全国養護教諭連絡協議会が昨年度集約した各学校の状況と養護教諭が中心になって取り組んでいる対策・対応について記載する。

(1) 保健情報の管理（情報の収集・分析）と提供

- ・ 最新の知見の習得（通知文や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」等の読み込み）と情報提供
- ・ 健康観察の集計と情報提供
- ・ サーベイランスシステム（学校等欠席者・感染症情報システム）の入力
- ・ 保健所への連絡
- ・ 経過観察が必要な児童生徒等の経過記録
- ・ 警戒が必要な場合（風邪罹患者増加や地域内での発症確認等）の啓発資料作成（児童生徒等向け、教職員向け、保護者向け）
- ・ 県主催臨時研修（動画配信）の受講と教職員への還流報告資料作成
- ・ 地域養護教諭研究組織での感染症対策実践上の情報交換、各種資料の共同作成

(2) 衛生管理と指導への取組

- ・ 登校時の健康チェックの強化（役割分担、健康チェック表の作成、指導用資料作成、保護者向け協力依頼通知・資料づくり）
- ・ 校内施設消毒計画づくり（実施方法、役割分担、消毒用薬剤等の購入）及び実施
- ・ 担任・教科指導者・部活動顧問に対して、衛生管理への助言

- ・ 発症者・濃厚接触者（疑いを含む）が出た場合の対応（保健室のゾーニング、発熱や風邪症状の児童生徒等への対応を別室で行う等の対策、関係機関への報告）
- ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健衛生部局との連携の窓口

(3) 「学校の新しい生活様式」の具現化に向けての取組

- ・ 授業・活動時の配慮事項や計画づくりでの感染症予防対策や資料作成、実践時の確認と実施後の振り返り・評価
- ・ 校外学習等の実施計画作成への対応マニュアルづくり
- ・ 「学校の新しい生活様式」理解推進への資料づくり（児童生徒等向け、保護者向け）
- ・ ソーシャルディスタンス確保のための啓発掲示や表示作成

(4) 児童生徒等の体の変化への取組

- ・ 体調不良を訴える児童生徒等の増加（夏季休業短縮による疲労の蓄積）とその対応
- ・ 肥満の増加と個別指導（自粛による遊びや運動機会の減少、生活習慣の乱れの影響）
- ・ スマホやゲームの長時間化による、生活習慣の乱れや視力低下への個別指導

(5) 児童生徒等の心のケアへの取組

- ・ 注意が必要な児童生徒等についての学級担任との情報交換
- ・ 児童生徒等と保護者対象の調査の実施及び、気になる児童生徒等の対応
- ・ 発症者や濃厚接触者（疑いを含む）への心のケア及び誹謗中傷への予防対策と対応
- ・ 登校しぶりや、教室にいられない児童生徒等の増加への対応
- ・ 虐待事例の増加への対応
- ・ スクールカウンセラーによる面談実施への各種調整

新型コロナウイルス感染症については、変異株の出現もあり、長期的な対応が求められる状況にある。さらに、他のウイルスや新しいウイルスの出現による感染症の大規模な流行も懸念される。今後も、感染症対策におけるより綿密な計画をはじめ、健康観察の強化、保健室来室者への迅速かついねいな対応、適切なゾーニングと対応、予防対策をとりながらの健康診断や健康教育、心のケア等を、養護教諭の専門性を生かし引き続き実践していく必要がある。

一条校における保健衛生対策を外国人学校に適用させる上での課題

- 学校保健の中核的な役割を果たしている養護教諭を配置させることが、最も効果的であると考える。「外国人学校の保健衛生環境の実態調査」において、各種学校認可校や認可外施設でも3割と少ない人数であるが、養護教諭の配置が見られた。一条校における養護教諭の専門性と必要性を、国や自治体から広く知らせることにより、養護教諭の配置を拡大させることが大切である。課題は、言語の問題や人件費等である。
- 養護教諭の配置がない場合、一条校において実施している養護教諭の保健衛生対策を、担当者を明確にして実施することが望ましい。その際、国や自治体による情報提供と支援、実施状況の調査と評価の実施が必要である。課題は、実施基準の設定と義務化である。

学校保健とは

～子どもの安全・安心を確保するために～

東京薬科大学 薬学部
社会薬学研究室 北垣邦彦



地域薬局・薬剤師の応援団

～東京薬科大学・社会薬学研究室～

学校保健の構造

学校保健



保健管理

対物管理
(環境衛生管理)

対人管理
(健康診断、健康
観察、健康相談、
保健指導等)

学校保健安全法

保健教育

特別活動
総合的な学
習の時間等

教科教育

- ・ 小学校 体育科 保健領域
- ・ 中学校 保健分野
- ・ 高等学校 保健体育科 保健

学校教育法(学習指導要領)



地域薬局・薬剤師の応援団
～東京薬科大学・社会薬学研究室～

学校保健法(昭和33年法律第56号)から 学校保健安全法(平成20年6月改正)へ

学校保健法の改正の背景

- ✓ **メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加**
- ✓ **児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生**
- **子どもの健康・安全に関する課題の増加**
- ✓ **学校における食育の推進 (←学校給食法の改正)**



学校保健法の改正のポイント

✓ 目的の明確化

- 学校における保健管理に関し必要な事項
- 学校における安全管理に関し必要な事項

✓ 責任の明確化

- 国及び地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校長の責務



学校保健に対する国及び地方公共団体の責務

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置**その他の**必要な施策を講ずるものとする。****

2 省略 ←安全に係る事項

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。



学校保健に関する学校の設置者の責務

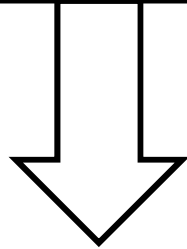
第四条 **学校の設置者**は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該**学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実**その他の**必要な措置を講ずる**よう努めるものとする。

第六条等、個別に責務が示されているものもある
← **学校（校長等）の責務と一緒に個別項目で説明**



子どものための保健衛生の推進は、 現場任せでは困難？

- ✓ 方針を決定し、実施を支援する機関が不可欠
 - 継続的な財政的支援
 - ガイドライン・法令の整備、その教育・研修



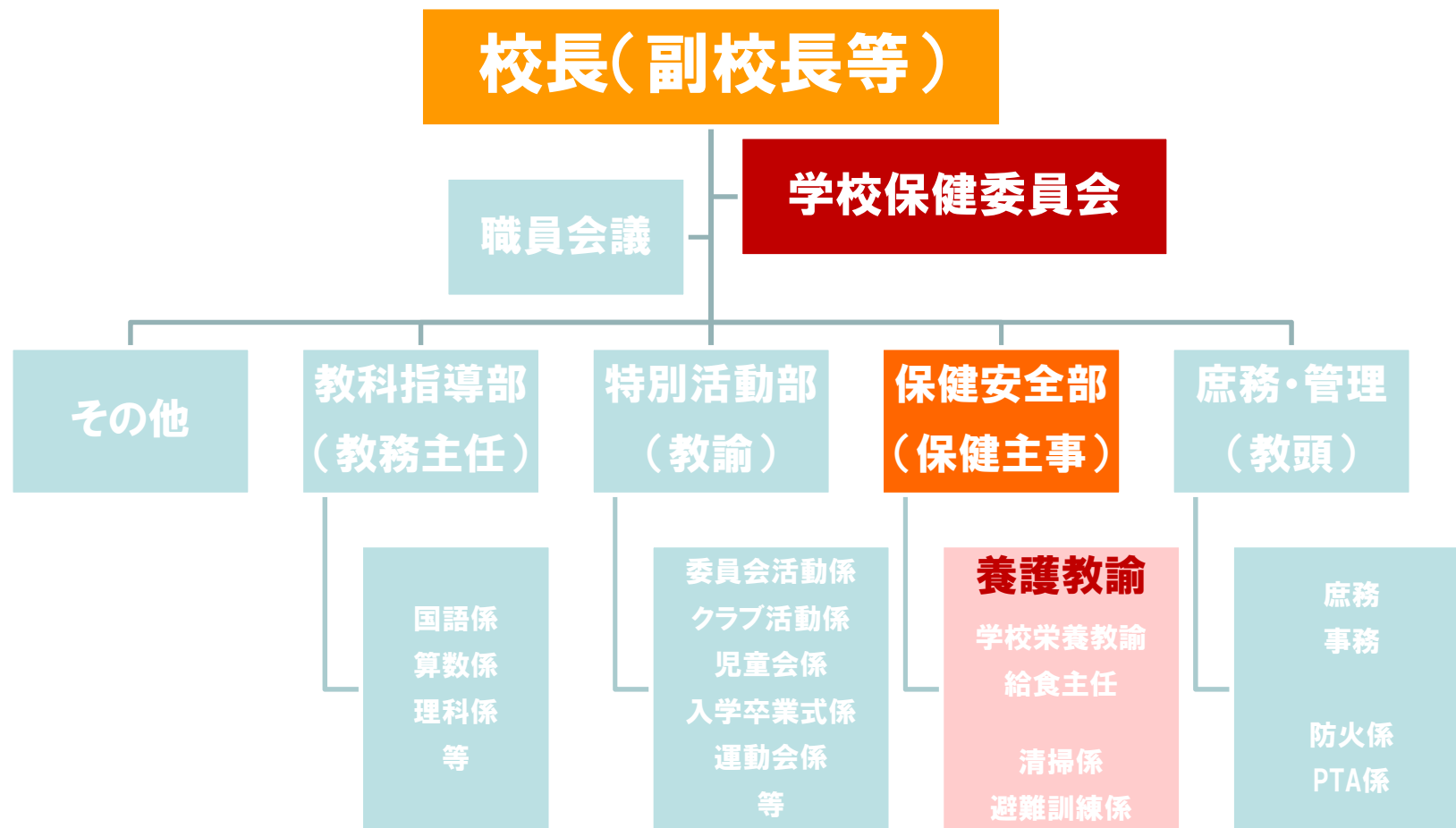
一条校では、国・設置者（教育委員会等）
がその役割を担っている。

いわゆる外国人学校の課題

- ✓ 学校と設置者が一体化？
 - 支援体制の明確化が不可欠
 - 多様な外国人学校の把握がその第一歩

学校における保健衛生の推進には体制整備も必要

課題：外国人学校における人的負担をどうする？



小学校の例



地域薬局・薬剤師の応援団
～東京薬科大学・社会薬学研究室～

学校保健に関する主な教職員の役割

校長

- 学校保健を重視した学校経営に関してリーダーシップを発揮する

保健主事

- 学校保健と学校全体の活動に関する調整
- 学校保健計画の作成
- 学校保健委員会の運営等組織活動の推進 など

養護教諭

- 児童生徒等の養護をつかさどる
- 学校保健推進の中心的な役割を担う
- 学校三師等とのコーディネーター
- 保健指導その他学校保健活動の実践 など

学校三師

- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- 保健管理に関する専門的な事項に関し、技術及び指導に従事

スクールカウンセラー

- 児童生徒等へのカウンセリング
- 教職員・保護者に対する助言・援助

スクールソーシャルワーカー

- 児童生徒等が置かれた様々な環境の問題への働きかけ



学校保健の人的負担軽減に向けて

課題

- ✓ 学校・設置者内だけで解決しようとしすぎ
- ✓ 担当職員が抱え込みすぎ



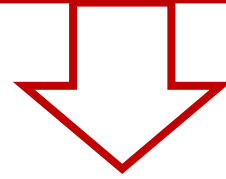
地域の保健所、医師会・薬剤師会等の活用

← 外国人学校に誰がつなぐ？



地域薬局・薬剤師の応援団
～東京薬科大学・社会薬学研究室～

学校における保健衛生で最も重要なこと



やるべきことをしっかり計画を立てて、
確実に実行すること

学校保健安全法 第5条(抜粋)

児童生徒等及び職員の下健康診断、環境衛生
検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関
する事項について計画を策定し、これを実施しな
ければならない。



地域薬局・薬剤師の応援団
～東京薬科大学・社会薬学研究室～

保健管理(対人管理)の構造

保健管理

対人管理

心身の管理

健康診断

健康観察、健康相談、保健指導

疾病予防、生活習慣の形成

救急処置

生活の管理

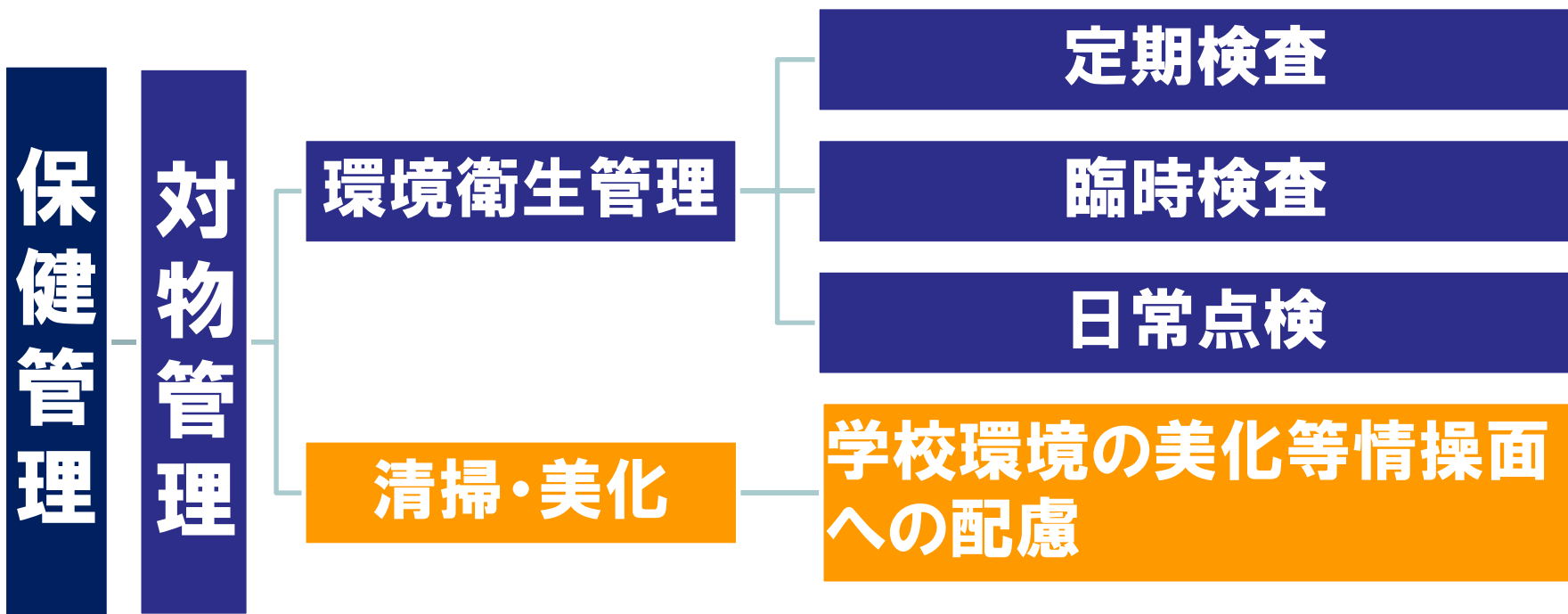
健康な生活の実践状況の把握及び指導

学校生活の管理



地域薬局・薬剤師の応援団
～東京薬科大学・社会薬学研究室～

保健管理(対物管理)の構造



学校環境衛生の課題

学校環境衛生基準に規定されている全ての検査項目を実施した学校の割合

全 国

36.6%

東 京

52.4%

全国 1 位

一条校の現状を踏まえても外国人学校においていきなり完全実施を求めるのは難しい

学校環境衛生の課題

環境衛生に関する知識・認識の課題

法令遵守の課題

検査機器等の配備・整備(予算)に関する課題

検査担当者に関する課題



相互に関連



地域薬局・薬剤師の応援団
～東京薬科大学・社会薬学研究室～

水と空気は管理しないと安全とは言えない！ ← 中学生の学習内容

(イ) 飲料水や空気の衛生的管理

ア 飲料水の衛生的管理

水は、人間の生命の維持や健康な生活と密接な関わりがあり重要な役割を果たしていること、飲料水の水質については一定の基準が設けられており、水道施設を設けて衛生的な水を確保していることを理解できるようにするとともに、**飲料水としての適否は科学的な方法によって検査し、管理されていることを理解できるようにする。**

イ 空気の衛生的管理

室内の**二酸化炭素**は、人体の呼吸作用や物質の燃焼により増加すること、そのため、**室内の空気が汚れてきているという指標となること、定期的な換気は室内の二酸化炭素の濃度を衛生的に管理できることを理解できるようにする。**

また、空気中の**一酸化炭素**は、主に物質の不完全燃焼によって発生し、吸入すると**一酸化炭素中毒を容易に起こし、人体に有害であることを理解できるようにするとともに、そのために基準が決められていることにも触れるようにする。**

新型コロナウイルスについて学校 が知りたいこと

新型コロナウイルスの感染発生防止にご協力をお願いします

外出を避けて
外出しましょう!

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、**接触確認アプリをインストールしましょう。**

厚生労働省
新型コロナウイルス接触確認アプリ
(略称: COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染源と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンアプリです。

このアプリは、利用者の本人の同意を前提に、スマートフォンは標準機能(Bluetooth)を使用し、お互いに自分の位置情報やIDを共有することで、新型コロナウイルス感染症の感染源と接触した可能性について、通知を受け取ることができます。

ご利用は、匿名性と厳格なプライバシー保護が図られるよう、個人情報の取り扱いが適切に行われます。

インストール方法

iPhoneからはこちら
App Store

Androidからはこちら
Google Play

厚生労働省 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

「TOUYAKUルール」～新しい生活様式～ 2020.9.14

＝ 通学・通勤時 ＝

- ・ 毎朝検温、健康チェック
(発熱または風邪の症状がある場合は、無理せず自宅療養)
- ・ マスクの着用 (マスクなしでは、入場禁止)
- ・ 携帯用消毒スプレアの携帯 (こまめに消毒)
- ②
- ・ 電車、バス内は、大きな声で会話をしない
- ・ バスに乗る前には、手指消毒、マスクの着用
- ・ 並んでいるときは距離を保つ (できる限り密接を避ける)

＝ 食 事 ＝

- ・ 多人数での食事は避けて
- ・ 会話は必要最小限、短時間で
- ・ 対面でなく横並びで、間隔をあけて
- ・ 咳エチケットの徹底

＝ 構 内 ＝

- ・ 学生証・職員証の携帯 (入構時等チェック)
- ・ マスクの着用
- ・ エレベーターに乗る時は少人数で距離を保つ
- ・ 会話をするときには、できるだけ正面を避ける
- ・ 人との間隔はできるだけ距離を保つ (できる限り密接を避ける)
- ①
- ・ 状況に応じて、こまめに換気

＝ 帰 宅 後 ＝

- ・ 家に帰ったらまず水と石鹸で手・顔を丁寧に洗う (できれば30秒以上かけて)
- ・ できるだけ早くに着替える
- ・ 地域の感染状況をチェック
- ・ 行動記録は「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)」を活用する。(詳細は厚生労働省HP参照)

Google Play  App Store 

体調不良の場合は、医療機関を受診するか保健室に電話で相談しましょう。受診後は保健室に連絡してください。☎042-676-8879
大学から支給された携帯用消毒スプレアは、常時携帯してください。器具等の消毒には使用できませんので注意してください。

東京薬科大学感染症危機管理対策本部・衛生委員会



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

申請・手続き

文部科

トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

● 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

[児童・生徒・学生の皆様、保護者の皆様へ](#)

[教育委員会・学校等関係の皆様へ](#)

新着情報

令和2年11月19日

[業種別ガイドライン\(1\)](#)

児童・生徒・学生の皆様、保護者の皆様へ

児童・生徒・学生の皆様、保護者の皆様へ知っていただきたい情報をまとめました。
お知りになりたい分野の情報を選択してください。



幼小中高・
特別支援学校



大学・大学院・高専



海外留学・
外国人留学生



地域薬局・薬剤師の応援団

～東京薬科大学・社会薬学研究室～

● 幼小中高・特別支援学校に関する情報

持続的な学校運営に関するガイドライン ▶

衛生管理マニュアル ▶

子供たちの「学びの保障」 ▶

教育活動の実施等に関するQ&A ▶



学校に関する状況調査、取組事例等 ▶

学校・子供応援サポーター募集

詳細を見る ▶

● 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

- ▶ [新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～\(2020.9.3 Ver.4\)\(PDF:3382KB\)](#) 
- ▶ [新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～\(2020.9.3 Ver.4\)別添資料\(PDF:8026KB\)](#) 



地域薬局・薬剤師の応援団

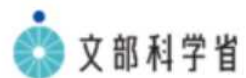
～東京薬科大学・社会薬学研究室～



学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

(2021.4.28 Ver.6)

最新版



文部科学省

地域薬局・薬剤師の応援団

～東京薬科大学・社会薬学研究室～

学校環境衛生活動の課題解決に向けて



安全に関する知識の不足・認識の甘さ

学校は、子供の生活の場！

事故等は、現場(学校)でおきる！

子供を守れるのは、現場の人間(教職員)のみ！

当事者意識をもとう！



誰が？



地域薬局・薬剤師の応援団
～東京薬科大学・社会薬学研究室～

緊急課題に場当たりの対応するだけでいいのか？

→ 平時からの対応（準備・実施）が大切！

これまでも、これからも新たな課題が生まれてくる

→ 迅速かつ適切な対応を求められ、実施してきた（していくことになる）！



- シックハウス（室内空気汚染）問題
- 農薬使用
- 微小粒子状物質（PM2.5）
- 食物アレルギー
- 放射能 など



地域薬局・薬剤師の応援団
～東京薬科大学・社会薬学研究室～

事務連絡

令和2年5月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて、以下のとおり考え方をお示ししますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いします。

学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

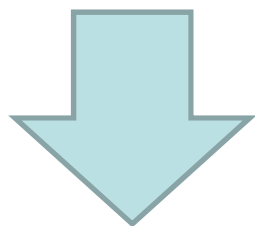
このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと考えます。なお、このような対策を講じること

域薬局・薬剤師の応援団

東京薬科大学・社会薬学研究室～

正しく恐れるために
誰もができること

健康情報の氾濫



判断や行動に影響

- ・情報の取捨選択の重要性
- ・個人の価値観が異なることへの理解



学校における 子供の心のケア

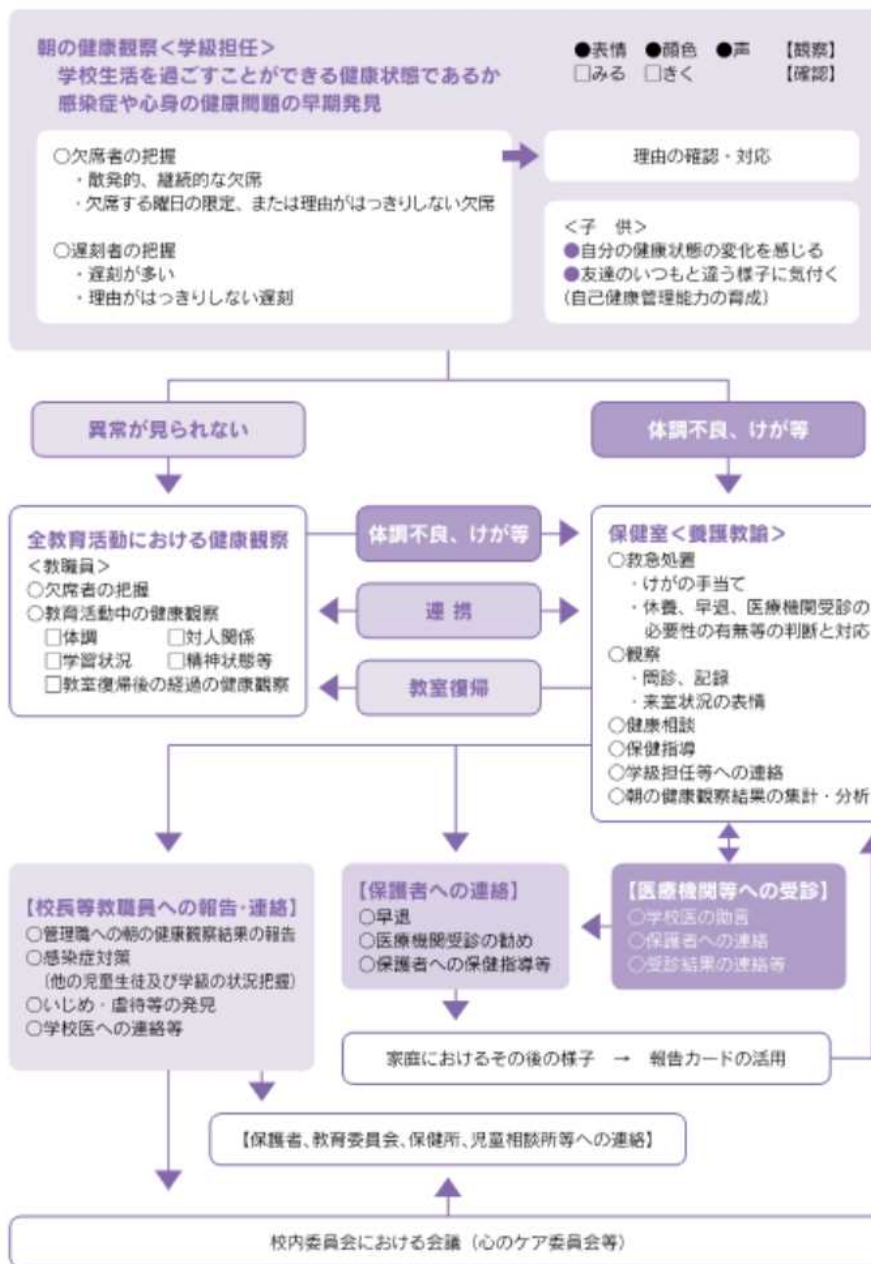
— サインを見逃さないために —



平成26年3月



健康観察のフローチャート



今後のスケジュール（案）

第5回 9月29日（水）11：00～12：30（今回）

- 外国人学校の保健衛生環境に関する令和4年度概算要求について
- 外国人学校の保健衛生に関する追加調査の実施について
- 有識者ヒアリング

第6回 10月25日（月）10：30～12：00（予定）

- 有識者ヒアリング
- 外国人学校の保健衛生に関する追加調査の結果報告

第7回 11月24日（水）（午前中1時間半程度を予定）

- 有識者ヒアリング
- 最終とりまとめ骨子（案）について議論

第8回 12月22日（水）（午前中1時間半程度を予定）

- 最終とりまとめ（案）について議論